

憲法で保障された生存権を守り生かすため 公正な判決を求める要請書

2012年 月 日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

● 要 請 趣 旨 ●

三郷市では、夫が白血病で緊急入院した後、たびたび電気やガスを止められる厳しい生活をよぎなくされた一家の生活保護の申請が、1年半にわたって繰り返し拒絶され続けるという事件が起きました。弁護士の同行によってようやく生活保護を受けられるようになったものの、一家はその直後から福祉課から市外への転居を迫られ始め、2か月後には「もう保護は受けられないから」という指導の下、保護を打ち切られてしまいました。1年半にわたり保護を拒否され続けた挙げ句、わずか2か月で保護を打ち切られたこの一家は、「貧困であえぐ市民に、私たちと同じ仕打ちをこれ以上しないで欲しい」と、勇気を振り絞って裁判に立ち上がりました。

生活保護は、憲法25条に定められている健康で文化的な最低限度の生活を、全ての国民に保障するための制度です。本件における三郷市の一連の行為は、憲法及び生活保護法の精神にもとり、生活保護の利用から市民を排除するものです。三郷市は、厳しく責任を問われなければなりません。

原告が、三郷市に対して国家賠償請求を求め、2007年7月にさいたま地裁に提訴以来、すでに丸5年が経過します。いよいよ結審、判決となります。憲法で保障された生存権を守り生かし、生活保護が「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するための制度として本来の姿に立ち返るべく、公正な判決を要請します。

氏 名	住 所

[取扱団体] **三郷生活保護裁判を支援する会**

連絡先 埼玉県社会保障推進協議会 (略称・埼玉社保協)
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-12-8
自治労連会館内
TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

三郷市社会保障推進協議会 (略称・三郷社保協)
〒341-0032 三郷市谷中 397
埼玉土建三郷支部気付
TEL 048-954-0081 FAX 048-954-0081